



新型コロナウイルス対策で初めてオンライン参加も受け、講師もオンライン上で講義を行った（とよさか町で）

「ハラスメントは人権侵害」

企業人権教育実践講座

「ハラスメント規制法後の対応と防止対策」をテーマにした今年度の企業人権教育実践講座（市人権教育推進連絡協議会事業所部会、綾部工業団地振興センター共催）が18日、

とよさか町の綾部工業団地・交流プラザで開かれ、市内事業所からオンライン参加10人を含む計25人が受講した。

ハラスメント対策を企業に義務付ける「ハラスメント規制法」は昨年6月に施行。来年4月からは中小企業も義務化される。今回はハラスメント防止研修などを行う「アトリエ

企業には「職場にハラスメント相談窓口を作って周知させるなど、組織全体で取り組んでほしい」と語った。

【渡辺光洋】

エム」の社長で産業カウンセラーの三木啓子さんがオンライン上で講師を務めた。

この日、三木さんは「ハラスメントは人権侵害である」とし、「個人間のトラブルではなく組織全体の問題として考え、決して傍観者にはならないでほしい」と語った。

またバワハラやセクハラの実例を紹介し、「被害を受けたときは記録を付ける」「メールを保存する」などの具体的な対策を説明。「周りの同僚に相談することや、公的機関の相談先を知ることなどで安心して働ける」とし、